

(神社で一の旧宗教法人が継続している場合)

宗教法人地位承継証明願

年 月 日

富山県知事 殿

事務所所在地

宗教法人「 」

代表役員 (代務者)

「 」は、宗教法人令の一部を改正する勅令 (昭和21年勅令第70号) 附則第2項の規定により (旧) 宗教法人「 」となり、その後 (旧) 宗教法人「 」は、宗教法人法 (昭和26年法律第126号) 第14条及び附則第5項の規定により (現) 宗教法人「 」となったもので、(現) 宗教法人「 」は、「 」の権利義務を承継したことを証明願います。

(神社で二以上の旧宗教法人が合併した場合)

宗教法人地位承継証明願

年 月 日

富山県知事 殿

事務所所在地

宗教法人「 」

代表役員（代務者）

「 」は、宗教法人令の一部を改正する勅令（昭和21年勅令第70号）附則第2項の規定により（旧）宗教法人「 」となり、その後（旧）宗教法人「 」は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条及び附則第6項の規定により（現）宗教法人「 」となったもので、（現）宗教法人「 」は、「 」の権利義務を承継したことを証明願います。